

公立大学法人公立鳥取環境大学非常勤講師採用選任規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第34号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学が任用する教員のうち、非常勤の教員（以下「非常勤講師」という。）の選任について必要な事項を定めるものとする。

第2章 選考基準

(資格)

第2条 非常勤講師になることのできる者は、別に定める公立鳥取環境大学教員資格審査基準における「講師」の審査基準に適合する者に準ずる者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学において専任講師以上の経験を有し、教育及び研究上の能力に優れ、顕著な業績があると認められる者
- (2) 修士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）取得後、助教として3年以上の経験を有し、教育及び研究上の能力に優れ、相当な研究業績があると認められる者
- (3) 博士課程の単位を修得した者で、教育及び研究上の能力に優れ、相当な研究業績があると認められる者
- (4) 専門分野において、特に優れた知識及び業績を有し、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第1号に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）が特に非常勤講師として教育上必要と認めた者

第3章 非常勤講師採用手続

(選考の提案)

第3条 非常勤講師の採用に係る選考手続きは、次項から第7条までの手順に従い行うものとする。

2 学部長、研究科長及び人間形成教育センター長は、非常勤講師を採用しようとする場合は、次の各号に規定する項目により、学長に上申する。

- (1) 専門分野
- (2) 人数
- (3) 年齢
- (4) 公募・推薦の別
- (5) その他必要と認められるもの

3 学長は、非常勤講師の採用が必要と判断した場合には、採用に関する手続きを開始する。

4 第2項第4号を公募とする場合は、公立大学法人公立鳥取環境大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程（以下「教員採用及び昇任の手続きに関する規程」という。）第10条に定める選考委員会を置く。

(募集等)

第4条 学長は、採用を申し出た部局の長又は選考委員会から報告のあった募集方法、及び募集要項について、人事委員会の審議を経て、募集を開始する。

(候補者の審査)

第4条の2 前条により応募した者について、公募による場合においては選考委員会が、推薦による場合においては採用を申し出た部局の長が、それぞれ第2条の規定する基準により審査し、採用候補者を人事委員会に推薦する。

(人事委員会による審査)

第5条 人事委員会は非常勤講師の選考に当たり、前条により推薦があった者について、第2条の規定による審査を行い、採用候補者を決定する。人事委員会は、採用候補者の決定にあたっては必要に応じて採用する専門分野に関する知識と経験を有する者、各学部、研究科及び人間形成教育センターの意見を聴取するものとする。

(審査結果報告)

第6条 人事委員会は、前条により採用候補者を決定したときは、学長に報告する。

(採用の決定及び任命)

第7条 学長は、前条の報告を受けたときは、選考の上採用を決定し、理事長に上申する。
2 理事長は、学長からの上申に基づき、これを任命する。

第4章 審査提出書類

(提出書類)

第8条 第5条に規定する審査に必要な書類は、教員採用及び昇任の手続きに関する規程第11条第2項で定める書類（第3号を除く。）とする。

第5章 雜則

第9条 削除

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第8号）

この規程は、平成25年2月15日から施行する。

附 則（平成25年規程第19号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。